

表 廃石綿と石綿含有廃棄物の廃掃法上の基準（計画）

灰色字：廃石綿等においては特管で、石綿含有廃棄物においては普通産廃で、それぞれ共通した法令の基準に係る部分
 赤色字：マニュアルで条ずれ等の修正が必要な部分
 網掛字：石綿含有廃棄物において、法令による基準はないものの、マニュアルで廃石綿等に基準を準じるとされている部分

区分	廃石綿等		石綿含有廃棄物		
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）	
計画	排出事業場内での管理体制	【法】第十二条の二第八項 その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業者ごとに、当該事業場に係る当該特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。ただし、自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる事業場については、この限りでない。	廃石綿等を生ずる事業場を設置する事業者は、事業場内で生ずる廃石綿等を適正に処理するために、廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者を置き、処理計画の策定や産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の管理などを確実に行うよう管理体制の充実を図るものとする。（参）法第12条の2第8項	※廃掃法には記載なし。（マニュアルで廃石綿等の管理体制に準ずる旨を記載）	〔石綿含有産業廃棄物〕 石綿含有産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、廃石綿等の管理体制に準じ、石綿含有産業廃棄物の管理体制を整備するものとする。
	特別管理産業廃棄物管理責任者	【法】第十二条の二第八項（同頁に記載のため省略） 【法】第十二条の二第九項 前項の特別管理産業廃棄物管理責任者は、環境省令で定める資格を有する者でなければならない。	廃石綿等を生ずる事業場を設置する事業者は、廃石綿等の処理に関する業務を適切に行わせるため、廃石綿等を生ずる事業場ごとに、環境省令で定める資格を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。（参）法第12条の2第8項及び第9項		
	処理計画の策定	【法】第十二条の二第九項（同頁に記載のため省略） 【法】第十二条の二第十項 その事業活動に伴い多量の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの（事項において「多量排出事業者」という。）は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなくてはならない。	①廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の排出事業者は、事業場内で発生する廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の種類、発生量等を把握し、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の適正な処理が行われるよう処理計画を定めるよう努めることとする。また、多量の特別管理産業廃棄物（前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50㍓以上）又は産業廃棄物（前年度の産業廃棄物の発生量が1,000㍓以上）を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場に係る特別管理産業廃棄物又は産業廃棄物の処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。（参）法第12条第9項、法第12条の2第10項 ②施工中に処理計画書に基づいた処理が実施されるように、管理体制を整えて現場の運営に当たるとともに、関係者に周知を行う。	【法】第十二条の二第九項（同頁に記載のため省略） 【法】第十二条の二第十項 その事業活動に伴い多量の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの（事項において「多量排出事業者」という。）は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなくてはならない。	①廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の排出事業者は、事業場内で発生する廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の種類、発生量等を把握し、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の適正な処理が行われるよう処理計画を定めるよう努めることとする。また、多量の特別管理産業廃棄物（前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50㍓以上）又は産業廃棄物（前年度の産業廃棄物の発生量が1,000㍓以上）を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場に係る特別管理産業廃棄物又は産業廃棄物の処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。（参）法第12条第9項、法第12条の2第10項 ②施工中に処理計画書に基づいた処理が実施されるように、管理体制を整えて現場の運営に当たるとともに、関係者に周知を行う。
	事業者による処理	【法】第十二条の二第一項 事業者は、自らその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める特別管理産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる特別管理産業廃棄物を定めた場合における当該特別管理産業廃棄物にあっては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「特別管理産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならない。 【法】第十二条の二第二項 事業者は、その特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（以下「特別管理産業廃棄物保管基準」という。）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。	排出事業者は、自らその廃石綿等の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める特別管理産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（以下「特別管理産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならない。（参）法第12条の2第1項及び第2項	【法】第十二条の二第一項 事業者は、自らその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める特別管理産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる特別管理産業廃棄物を定めた場合における当該特別管理産業廃棄物にあっては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「特別管理産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならない。 【法】第十二条の二第二項 事業者は、その特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（以下「特別管理産業廃棄物保管基準」という。）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。	〔石綿含有産業廃棄物〕 排出事業者は、自らその石綿含有産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（以下「産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならない。（参）法第12条第1項及び第2項
	処理業者への委託	【法】第十二条の二第五項 事業者は、その特別管理産業廃棄物（中間処理産業廃棄物を含む。次項及び第七項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。 【法】第十二条の二第六項 事業者は、前項の規定によりその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。 【令】第六条の六 法第十二条の二第六項の政令で定める基準は、次のとおりとする。 一 特別管理産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を委託しようとする者に対し、あらかじめ、当該委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状その他の環境省令で定める事項を文書で通知すること。 二 前号に定めるもののほか、第六条の二各号の規定の例によること。	排出事業者は、廃石綿等の運搬又は処分を他人に委託する場合には、令第6条の6で定める委託基準に従い、運搬については特別管理産業廃棄物収集運搬業者に、処分については特別管理産業廃棄物処分業者にそれぞれ委託しなければならない。（参）法第12条の2第5項及び第6項、令第6条の6	【法】第十二条の二第五項 事業者は、その特別管理産業廃棄物（中間処理産業廃棄物を含む。次項及び第七項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。 【法】第十二条の二第六項 事業者は、前項の規定によりその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。 【令】第六条の二第一項 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第六条の四までにおいて同じ。）の運搬にあっては、他人の産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者であって委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。 【令】第六条の二第二項 産業廃棄物の処分又は再生にあっては、他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であって委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。	〔石綿含有産業廃棄物〕 排出事業者は、石綿含有産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、令第6条の2で定める委託基準に従い、運搬については産業廃棄物収集運搬業者に、その処分については産業廃棄物処分業者にそれぞれ委託しなければならない。（参）法第12条の2第5項及び第6項、令第6条の2

表 廃石綿と石綿含有廃棄物の廃掃法上の基準（排出）

区分	廃石綿等		石綿含有廃棄物		
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）	
排出	事業場における保管	<p>【法】第十二条の二第二項 事業者は、その特定管理産業廃棄物が運搬されるまでに間、環境省令で定める技術上の基準（以下「特別管理産業廃棄物保管基準」という。）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。</p>	<p>排出事業者は、廃石綿等が運搬されるまでの間、特別管理産業廃棄物に係る保管の基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。 (参)法第12条の2第2項</p>	<p>【法】第十二条第二項 事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでに間、環境省令で定める技術上の基準（以下「産業廃棄物保管基準」という。）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。 【規則】第八条第四号イ 保管の場所には、石綿含有産業廃棄物その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。</p>	<p>〔石綿含有産業廃棄物〕 排出事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、産業廃棄物に係る保管の基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。 (参)法第12条第2項、規則第8条第4号イ</p>
	飛散防止	<p>【規則】第八条の十三第五号 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、次に掲げる措置を講ずること。 【規則】第八条の十三第五号へ 特別管理産業廃棄物である廃石綿等にあつては、梱包すること等当該特別管理産業廃棄物の飛散の防止のために必要な措置</p>	<p>排出事業者は、廃石綿等が運搬されるまでの間、飛散を防止するため当該物を湿潤化させる等の措置を講じた後こん包する等、当該廃石綿等の飛散の防止のために必要な措置を講ずること。 (参)規則第8条の13第5号ニへ</p>	<p>【規則】第八条第四号ロ 覆いを設けること、梱包すること等石綿含有産業廃棄物の飛散の防止のために必要な措置を講ずること。</p>	<p><石綿含有廃棄物> 〔石綿含有一般廃棄物〕 石綿含有一般廃棄物を排出する者は、石綿含有一般廃棄物が運搬されるまでの間、二重袋に入れるなど石綿含有一般廃棄物の飛散の防止を図る。 〔石綿含有産業廃棄物〕 排出事業者は、石綿含有産業廃棄物の飛散を防止するため、石綿含有産業廃棄物が運搬されるまでの間、覆いを設けたり、こん包するなど必要な措置を講ずる。 (参)規則第8条第4号ロ</p>
	容器等への表示	<p>【令】第四条の二第一号二 収集又は運搬を行う者は、その収集又は運搬に係る特別管理一般廃棄物の種類その他の環境省令で定める事項を文書に記載し、及び当該文書を携帯すること。ただし、特別管理一般廃棄物を収納した運搬容器に当該事項が表示されている場合は、この限りではない。 【令】第六条の五第一号 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に当たっては、第三条第一号イ、ロ及びニ、第四条の二第一号イからニまで並びに第六条第一項第一号イの規定の例によるほか、次によること。 ロ 特別管理産業廃棄物の積替えを行う場合には、第三条第一号へ（2）及び（3）並びに第四条の二第一号ト（1）から（3）までの規定の例によること。 ハ 特別管理産業廃棄物の保管は、特別管理産業廃棄物の積替え（環境省令で定める基準に適合するものに限る。）を行う場合を除き、行つてはならないこと。ただし、廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物については、この限りでない。 ニ 特別管理産業廃棄物の保管を行う場合には、第三条第一号リ並びに第四条の二第一号ト（2）及び（3）の規定の例によるほか、当該保管する特別管理産業廃棄物の数量が、環境省令で定める場合を除き、当該保管の場所における一日当たりの平均的な搬出量に七を乗じて得られる数量を超えないようにすること。 【規則】第一条の十 令第四条の二第一号二の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。 ニ 収集又は運搬に係る特別管理一般廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項（令第一条第一号に掲げる廃棄物を収納する運搬容器の構造）</p>	<p>廃石綿等を収納するプラスチック袋又は容器には、個々に廃石綿等である旨及び取り扱う際に注意すべき事項を表示するものとする。 (参)令第6条の5第1項第1号、令第4条の2第1号ニ、規則第1条の10</p>	<p>※廃掃法には記載なし。（マニュアルで廃石綿等の管理体制に準ずる旨を記載）</p>	<p>〔石綿含有産業廃棄物〕 石綿含有産業廃棄物についても、廃石綿等に準じ、覆いや袋詰め容器等に石綿含有産業廃棄物である旨等を表示することが望ましい。</p>
	マニフェストの交付等	<p>【法】第十二条の三第一項 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（中間処理事業者を含む。）は、その産業廃棄物（中間処理産業廃棄物を含む。第十二条の五第一項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合（環境省令で定める場合を除く。）には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者（当該委託が産業廃棄物の処分のみに係るものである場合にあつては、その処分を受託した者）に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票（以下単に「管理票」という。）を交付しなければならない。 【法】第十二条の三第六項 管理票交付者は、前三項又は第十二条の五第六項の規定による管理票の写しの送付を受けたときは、当該運搬又は処分が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ、当該管理票の写しを当該送付を受けた日から環境省令で定める期間保存しなければならない。</p>	<p>①排出事業者は、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託して行う場合は廃石綿等を受託者に引き渡す際に、廃棄物の種類、数量、交付年月日等の定められた事項を記載したマニフェストを交付しなければならない。 (参)法第12条の3第1項 ②排出事業者は、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が適正に処理されたことを、処理業者から返送されるマニフェストの写しにより確認するものとする。 (参)法第12条の3第6項 ③排出事業者は、マニフェストの交付の日から一定期間内に処理業者からマニフェストの写しが返送されない場合は、当該マニフェストに係る廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の処理の状況を把握するとともに、都道府県知事等に報告しなければならない。 (参)法第12条の3第8項、規則第8条の28</p>	<p>【法】第十二条の三第一項 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（中間処理事業者を含む。）は、その産業廃棄物（中間処理産業廃棄物を含む。第十二条の五第一項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合（環境省令で定める場合を除く。）には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者（当該委託が産業廃棄物の処分のみに係るものである場合にあつては、その処分を受託した者）に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票（以下単に「管理票」という。）を交付しなければならない。 【法】第十二条の三第六項 管理票交付者は、前三項又は第十二条の五第六項の規定による管理票の写しの送付を受けたときは、当該運搬又は処分が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ、当該管理票の写しを当該送付を受けた日から環境省令で定める期間保存しなければならない。</p>	<p>①排出事業者は、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託して行う場合は廃石綿等を受託者に引き渡す際に、廃棄物の種類、数量、交付年月日等の定められた事項を記載したマニフェストを交付しなければならない。 (参)法第12条の3第1項 ②排出事業者は、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が適正に処理されたことを、処理業者から返送されるマニフェストの写しにより確認するものとする。 (参)法第12条の3第6項 ③排出事業者は、マニフェストの交付の日から一定期間内に処理業者からマニフェストの写しが返送されない場合は、当該マニフェストに係る廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の処理の状況を把握するとともに、都道府県知事等に報告しなければならない。 (参)法第12条の3第8項、規則第8条の28</p>

	<p>帳簿の備付け (排出事業者)</p>	<p>【法】 第七条第十五項 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、帳簿を備え、一般廃棄物の処理について環境省令で定める事項を記載しなければならない。</p> <p>【法】 第七条第十六項 前項の帳簿は、環境省令で定めるところにより、保存しなければならない。</p> <p>【法】 第十二条の二第十四項 第七条第十五項及び第十六項の規定は、その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業者について準用する。この場合において、同条第十五項中「一般廃棄物の」とあるのは、「その特別管理産業廃棄物の」と読み替えるものとする。</p> <p>【規則】 第八条の十八 法第十二条の二第十四項において準用する法第七条第十五項の環境省令で定める事業者の帳簿の記載事項は、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。 (表省略)</p>	<p>排出事業者は帳簿を備え、廃石綿等の処理について、事業場ごとに規則第 8 条の 18 に定める事項を記載し、これを 1 年ごとに閉鎖したうえ、5 年間保存しなければならない。 (参)法第 12 条の 2 第 14 項で準用する法第 7 条第 15 項及び第 16 項、規則第 8 条の 18</p>	<p>【法】 第七条第十五項 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、帳簿を備え、一般廃棄物の処理について環境省令で定める事項を記載しなければならない。</p> <p>【法】 第七条第十六項 前項の帳簿は、環境省令で定めるところにより、保存しなければならない。</p> <p>【法】 第十二条第十三項 第七条第十五項及び第十六項の規定は、その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業者について準用する。この場合において、同条第十五項中「一般廃棄物の」とあるのは、「その特別管理産業廃棄物の」と読み替えるものとする。</p> <p>【規則】 第八条の五 法第十二条第十三項において準用する法第七条第十五項の規定による環境省令で定める事業者の帳簿の記録事項は、次のとおりとする。(以下省略)</p>	<p>〔石綿含有産業廃棄物〕 産業廃棄物処理施設が設置されている事業場を設置している事業者は、帳簿を備え、石綿含有産業廃棄物の処理について、事業場ごとに、規則第 8 条の 5 に定める事項を記載し、これを 1 年ごとに閉鎖したうえ、5 年間保存しなければならない。 (参)法第 12 条第 13 項で準用する法第 7 条第 15 項及び第 16 項、規則第 8 条の 5</p>
--	---------------------------	---	---	---	---

表 廃石綿と石綿含有廃棄物の廃掃法上の基準（収集・運搬）①

区分	廃石綿等		石綿含有廃棄物		
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）	
収集・運搬	収集運搬の業の許可	<p>【法】第十四条の四第一項 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業と行う場合にあっては、特別管理産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその特別管理産業廃棄物を運搬する場合に限る。）その他環境省令で定める者については、この限りでない。</p>	<p>廃石綿等の収集又は運搬を業として行おうとする者は、廃石綿等の積卸しを行う区域を管轄する都道府県知事（廃棄物処理法の政令市の区域にあっては市長）の許可を受けなければならない。 (参)法第14条の4第1項</p>	<p>【法】第七条第一項 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあっては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。</p> <p>【法】第十四条第一項 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第十四条の三の三まで、第十五条の四の二、第十五条の四の三第三項及び第十五条の四の四第三項において同じ。）の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業と行う場合にあっては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。</p>	<p>[石綿含有一般廃棄物] 石綿含有一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、一般廃棄物の積卸しを行う区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。 (参)法第7条第1項</p> <p>[石綿含有産業廃棄物] 石綿含有産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、産業廃棄物の積卸しを行う区域を管轄する都道府県知事（廃棄物処理法の政令市の区域にあっては市長）の許可を受けなければならない。 (参)法第14条第1項</p>
	分別収集・運搬の基準	<p>【令】第六条の五第一項第一号 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬にあたっては、第三条第一号イ、ロ、及び二、第四条の二第一号イから二まで並びに第六条第一項第一号イの規定の例によるほか、次によること。</p> <p>【令】第六条の五第一項第一号ロ 特別管理産業廃棄物の積替えを行う場合には、第三条第一号へ（2）及び（3）並びに第四条の二第一号ト（1）から（3）までの規定の例によること。</p> <p>【令】第六条の五第一項第一号ハ 特別管理産業廃棄物の保管は、特別管理産業廃棄物の積替え（環境省令で定める基準に適合するものに限る。）を行う場合を除き、行ってはならないこと。ただし、廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物については、この限りではない。</p> <p>【令】第六条の五第一項第一号ニ 特別管理産業廃棄物の保管を行う場合には、第三条第一号イ並びに第四条の二第一号ト（2）及び（3）の例によるほか、当該保管する特別管理産業廃棄物の数量が、環境省令で定める場合を除き、当該保管の場所における一日当たりの平均的な搬出量に七を乗じて得られる数量を超えないようにすること。</p>	<p>廃石綿等の収集・運搬に当たっては、廃石綿等による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないように行い、かつ、他の廃棄物等と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集し、又は運搬すること。 (参)令第6条の5第1項第1号</p>	<p>【令】第三条第一号ホ 石綿が含まれている一般廃棄物であって環境省令で定めるもの（以下、「石綿含有一般廃棄物」という。）の収集又は運搬を行う場合には、石綿含有一般廃棄物が、破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、又は運搬すること。</p> <p>【令】第三条第一号ト 石綿含有一般廃棄物の積替えを行う場合には、積替えの場所には、石綿含有一般廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講じること。</p> <p>【令】第六条第一項第一号ロ 石綿が含まれている産業廃棄物であって環境省令で定めるもの（以下、「石綿含有産業廃棄物」という。）又は水銀若しくはその化合物が使用されている製品が産業廃棄物となったものであって環境省令で定めるもの（以下、「水銀使用製品産業廃棄物」という。）の収集又は運搬を行う場合には、第三条第一号ホの規定の例によること。</p> <p>【令】第六条第一項第一号二 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の積替えを行う場合には、第三条第一号トの規定の例によること。</p> <p>【令】第六条第一項第一号へ 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合には、第三条第一号トの規定の例によること。</p>	<p>石綿含有廃棄物の収集、運搬に当たっては、石綿含有廃棄物を破碎しないように行うとともに、他の廃棄物と混合しないように区分して行うこと。また、石綿含有廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないように行うこと。 (参)令第3条第1号ホ、ト、第6条第1項第1号ロ、ニ、へ</p>
	飛散防止	<p>【令】第三条第一号イ（1） 一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。</p> <p>【令】第六条の五第一項第一号</p>	<p>廃石綿等が飛散し、及び流出しないようにすること。 (参)令第3条第1号イ(1)、第6条の5第1項第1号</p>	<p>【令】第三条第一号イ（1） 一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。</p> <p>【令】第六条第一項第一号</p>	<p>石綿含有廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。 (参)令第3条第1号イ(1)、第6条第1項第1号</p>
	運搬車・運搬容器	<p>【令】第六条の五第一項第一号 【令】第六条第一号イ 運搬車の車体の外側に、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。</p> <p>【令】第四条の二第一号ロ 運搬車及び運搬容器は、特別管理一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。</p>	<p>収集運搬業者は、運搬車の車体の外側に、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨、氏名又は名称及び許可番号を見やすいように表示し、かつ、マニフェスト等の書面を備え付けておくこと。 (参)令第6条の5第1項第1号、令第6条第1項第1号イ</p> <p>運搬車及び運搬容器は、廃石綿等が飛散し、及び流出するおそれのないものであること。 (参)令第4条の2第1号ロ</p> <p>収集又は運搬を行う者は、廃石綿等の運搬に当たり、運搬車両の荷台に覆いをかけなければならない。</p>	<p>【令】第三条第一号ハ 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。</p> <p>【令】第三条第一項ホ 【令】第六条第一項第一号ロ 【令】第六条第一号イ 運搬車の車体の外側に、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。</p>	<p>石綿含有廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、石綿含有廃棄物が、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、又は運搬すること。</p> <p>石綿含有廃棄物の運搬車及び運搬容器は、石綿含有廃棄物が飛散し、及び流出するおそれのないものであること。 (参)令第3条第1号ハ、ホ、第6条第1項第1号ロ</p> <p>石綿含有産業廃棄物の収集運搬業者は、運搬車の車体の外側に、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨、氏名又は名称及び許可番号を見やすいように表示し、かつ、マニフェスト等の書面を備え付けておくこと。 (参)令第6条第1項第1号イ</p>
	保管・積替え	<p>【令】第六条の五第一項第一号ハ 特別管理産業廃棄物の保管は、特別管理産業廃棄物の積み替え（環境省令で定める基準に適合するものに限る。）を行う場合を除き、行ってはならないこと。ただし、廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物およびポリ塩化ビフェニル処理物については、この限りではない。</p>	<p>廃石綿等の収集又は運搬の過程での保管は、廃石綿等の積替えを行う場合を除き、行ってはならない。 (参)令第6条の5第1項第1号ハ</p>	<p>【令】第三条第一号ト 【令】第三条第一号ヌ 石綿含有一般廃棄物の保管を行う場合には、トの規定の例によること。</p> <p>【令】第六条第一項第一号二 【令】第六条第一項第一号へ</p>	<p>石綿含有廃棄物の積替え（積替えのための保管を含む。）を行う場合には、積替えの場所には、石綿含有廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講じること。 (参)令第3条第1号ト、ヌ、第6条第1項第1号二、へ</p>

表 廃石綿と石綿含有廃棄物の廃掃法上の基準（収集・運搬）②

区分	廃石綿等		石綿含有廃棄物	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	石綿含有廃棄物等処理マニュアル (第2版)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	石綿含有廃棄物等処理マニュアル (第2版)
収 取 ・ 運 搬	帳簿の 備付け	<p>【法】第十四条の四第十八項 第七条第十五項及び第十六項の規定は、特定管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条第十五項中「一般廃棄物の」とあるのは、「特定管理産業廃棄物（第十四条の四第十七号の規定により特定管理一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の業を行う場合にあっては、特別管理一般廃棄物を含む。）の」と読み替えるものとする。</p> <p>【法】第七条第十五項 【法】第七条第十六項 【規則】第十条の二十一 法第十四条の四第十八項において準用する法第七条第十五項の環境省令で定める事項は、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。(表省略)</p>	<p>【法】第七条第十五項 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、帳簿を備え、一般廃棄物の処理について環境省令で定める事項を記載しなければならない。</p> <p>【法】第七条第十六項 前項の帳簿は、環境省令で定めるところにより、保存しなければならない。</p> <p>【法】第十四条第十七項 第七条第十五項及び第十六項の規定は、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条第十五項中「一般廃棄物の」とあるのは、「産業廃棄物の」と読み替えるものとする。</p> <p>【規則】第二条の五 法第十七条第十五項の規定による一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿の記載事項は、一般廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれの下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>【規則】第十条の八 法第十四条第十七項において準用する法第七条第十五項の環境省令で定める事項は、産業廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。(表省略)</p>	<p>石綿含有廃棄物の収集運搬業者は、帳簿を備え、石綿含有廃棄物の処理について、事業場毎に、規則第10条の8に定める事項を記載し、これを1年ごとに閉鎖したうえ、5年間保存しなければならない。</p> <p>(参) 法第7条第15項及び第16項、規則第2条の5、法第14条第17項で準用する法第7条第15項及び第16項、規則第10条の8</p>

表 廃石綿と石綿含有廃棄物の廃掃法上の基準（中間処理）①

区分	廃石綿等		石綿含有廃棄物	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）
処分業の許可	<p>【法】第十四条の四第六項 特別管理産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその特別管理産業廃棄物を処分する場合に限る。）その他環境省令で定める者については、この限りでない。</p>	<p>廃石綿等の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事（廃棄物処理法の政令市の区域にあっては市長）の許可を受けなければならない。 (参)法第14条の4第6項</p>	<p>【法】第十四条 第六項 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を処分する場合に限る。）専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。</p>	<p>[石綿含有一般廃棄物] 石綿含有一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。 (参)法第7条第6項 [石綿含有産業廃棄物] 石綿含有産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事（廃棄物処理法の政令市の区域にあっては市長）の許可を受けなければならない。 (参)法第14条第6項</p>
中間処理方法	<p>【令】第六条の五第一項第二号ト 廃石綿等の処分又は再生は、当該廃石綿等による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくす方法として環境大臣が定める方法により行うこと。</p>	<p><廃石綿等> 廃石綿等の中間処理は、特別管理産業廃棄物たる廃石綿等として埋立処分を行う場合を除き、溶融施設を用いて溶融する方法又は無害化処理の方法により行うものとする。 (参)令第6条の5第1項第2号ト、平成18年環境省告示第103号（平成4年厚生省告示第194号）第13号</p>	<p>【令】第三条第二号ト（2） 石綿含有一般廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくす方法として環境大臣が定める方法により行うこと。ただし、収集又は運搬のために必要な破碎又は切断であって環境大臣が定める方法により行う者については、この限りでない。 【令】第六条第二号ニ（2） 石綿含有産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくす方法として環境大臣が定める方法により行うこと。ただし、収集又は運搬のために必要な破碎又は切断であって環境大臣が定める方法により行うものについては、この限りでない。</p>	<p>[石綿含有一般廃棄物] 石綿含有一般廃棄物の中間処理は、溶融施設を用いて溶融する方法、無害化処理の方法、又は、その他の一般廃棄物と混合して破碎し、焼却する方法により行うものとする。 (参)令第3条第2号ト(2)、平成18年環境省告示第102号第1条 [石綿含有産業廃棄物] 石綿含有産業廃棄物の中間処理は、溶融施設を用いて溶融する方法又は無害化処理の方法により行うものとする。 (参)令第3条第2号ト(2)、第6条第1項第2号ニ(2)、平成18年環境省告示第102号第2条</p>
溶融処理	<p>【規則】第十条の十七第一号イ(7) 廃石綿等の処分を業として行う場合には、当該廃石綿等の処分に適する溶融施設その他の処理施設を有すること。 【規則】第十二条の二十四号 一 外気と遮断された状態で廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を溶融炉内に投入することができる供給装置が設けられていること。ただし、廃棄物の溶融中に廃棄物を投入することができない溶融施設にあっては、この限りでない。 二 次の要件を備えた溶融炉が設けられていること。 イ 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を摂氏千五百度以上の状態で溶融することができるものであること。 ロ イの温度を廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融に必要な滞留時間の間保つことができるものであること。 ハ 適切な溶融炉内の温度を保つため、溶融炉内の空気量を調節することができる設備その他の必要な設備が設けられていること。 三 溶融炉内の温度を間接的に把握することができる位置に、当該一の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。ただし、溶融炉内の温度を直接的、かつ、連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられている場合は、この限りではない。 四 排気口または排気筒から排出される排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理装置（ばいじんを除去する高度の機能を有する者に限る。）が設けられていること。 五 溶融処理に伴い生ずる物（ばいじんを除く。以下「溶融処理生成物」という。）の流動状態が確認できる設備が設けられていること。</p>	<p>①廃石綿等又は石綿含有廃棄物の溶融処理は、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の溶融施設によって行わなければならない。 (参)規則第10条の17第1号イ(6)(7)、平成18年環境省告示第102号 ②溶融処理に当たっては、炉内を石綿の溶融に十分な高温に保つこと、処理に伴う石綿の大気への飛散を防止すること等に十分留意しなければならない。</p>	<p>【規則】第十条の十七第一号イ(7) 廃石綿等の処分を業として行う場合には、当該廃石綿等の処分に適する溶融施設その他の処理施設を有すること。 【規則】第十二条の二十四号 令第七条第十一号の二に掲げる施設の技術上の基準は、次のとおりとする。 一 外気と遮断された状態で廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を溶融炉内に投入することができる供給装置が設けられていること。ただし、廃棄物の溶融中に廃棄物を投入することができない溶融施設にあっては、この限りでない。 二 次の要件を備えた溶融炉が設けられていること。 イ 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を摂氏千五百度以上の状態で溶融することができるものであること。 ロ イの温度を廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融に必要な滞留時間の間保つことができるものであること。 ハ 適切な溶融炉内の温度を保つため、溶融炉内の空気量を調節することができる設備その他の必要な設備が設けられていること。 三 溶融炉内の温度を間接的に把握することができる位置に、当該一の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。ただし、溶融炉内の温度を直接的、かつ、連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられている場合は、この限りではない。 四 排気口または排気筒から排出される排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理装置（ばいじんを除去する高度の機能を有する者に限る。）が設けられていること。 五 溶融処理に伴い生ずる物（ばいじんを除く。以下「溶融処理生成物」という。）の流動状態が確認できる設備が設けられていること。 六 溶融炉内に石綿含有産業廃棄物を投入するために必要な破碎を行う場合にあっては、次の要件を備えた破碎装置が設けられていること。 イ 投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視すること為に必要な措置が講じられていること。 ロ 建物の中に設けられていること。ただし、周囲に石綿含有産業廃棄物が飛散しないように破碎設備と一体となった集じん器が設けられている場合は、この限りではない。 ハ 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器（粉じんを除去する高度の機能を有するものに限る。）及び散水装置その他必要な装置が設けられていること。</p>	<p>①廃石綿等又は石綿含有廃棄物の溶融処理は、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の溶融施設によって行わなければならない。 (参)規則第10条の17第1号イ(6)(7)、平成18年環境省告示第102号 ②溶融処理に当たっては、炉内を石綿の溶融に十分な高温に保つこと、処理に伴う石綿の大気への飛散を防止すること等に十分留意しなければならない。</p>

中間処理

表 廃石綿と石綿含有廃棄物の廃掃法上の基準（中間処理）②

区分	廃石綿等		石綿含有廃棄物	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）
中間処理	<p>※平成 18 年環境省告示第 99 号参照</p> <p>【法】第十五条の四の四 石綿が含まれている産業廃棄物その他の人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれがある性状を有する産業廃棄物として定めるものの高度な技術を用いて無害化処理を行い、又は行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができる。</p> <p>一 当該無害化処理の内容が、当該産業廃棄物の迅速かつ安全な処理の確保に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。</p> <p>二 当該無害化処理を行い、又は行おうとする者が環境省令に定める基準に適合すること。</p> <p>三 前号に規定する者が設置し、又は設置しようとする当該無害化処理の用に資する施設が環境省令で定める基準に適合すること。</p> <p>2 前号の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 無害化処理の用に供する施設の設置の場所</p> <p>三 無害化処理の用に供する施設の種類</p> <p>四 無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類</p> <p>五 無害化処理用の用に供する施設の処理能力</p> <p>六 無害化処理の用に供する施設の位置、構造等の設置に関する計画</p> <p>七 無害化処理の用に供する施設の維持管理に関する計画</p> <p>八 その他環境省令で定める事項</p> <p>3（省略）</p>	<p>廃石綿等又は石綿含有廃棄物に係る無害化の基準は、以下のとおりである。</p> <p>①位相差顕微鏡を用いた分散染色法及びエックス線回折装置を用いたエックス線回折分析法による分析方法により、無害化処理後から石綿が検出されないこと。</p> <p>②上記①の方法により石綿の有無を判断することが困難な場合は、透過型電子顕微鏡を用いた分析方法により検定することとする。</p> <p>（参）平成 18 年環境省告示第 99 号</p>	<p>※平成 18 年環境省告示第 99 号参照</p> <p>【法】第十五条の四の四 石綿が含まれている産業廃棄物その他の人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれがある性状を有する産業廃棄物として定めるものの高度な技術を用いて無害化処理を行い、又は行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができる。</p> <p>一 当該無害化処理の内容が、当該産業廃棄物の迅速かつ安全な処理の確保に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。</p> <p>二 当該無害化処理を行い、又は行おうとする者が環境省令に定める基準に適合すること。</p> <p>三 前号に規定する者が設置し、又は設置しようとする当該無害化処理の用に資する施設が環境省令で定める基準に適合すること。</p> <p>2 前号の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 無害化処理の用に供する施設の設置の場所</p> <p>三 無害化処理の用に供する施設の種類</p> <p>四 無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類</p> <p>五 無害化処理用の用に供する施設の処理能力</p> <p>六 無害化処理の用に供する施設の位置、構造等の設置に関する計画</p> <p>七 無害化処理の用に供する施設の維持管理に関する計画</p> <p>八 その他環境省令で定める事項</p> <p>3（省略）</p>	<p>廃石綿等又は石綿含有廃棄物に係る無害化の基準は、以下のとおりである。</p> <p>①位相差顕微鏡を用いた分散染色法及びエックス線回折装置を用いたエックス線回折分析法による分析方法により、無害化処理後から石綿が検出されないこと。</p> <p>②上記①の方法により石綿の有無を判断することが困難な場合は、透過型電子顕微鏡を用いた分析方法により検定することとする。</p> <p>（参）平成 18 年環境省告示第 99 号</p>
	帳簿の備付け	<p>【法】第十四条の四第十八項 【法】第七条第十五項 【法】第七条第十六項 【規則】第十条の二十一</p>	<p>廃石綿等の処分業者は、帳簿を備え、廃石綿等の処理について、事業場毎に、規則第 10 条の 21 に定める事項を記載し、これを 1 年ごとに閉鎖したうえ、5 年間保存しなければならない。</p> <p>（参）法第 14 の 4 第 18 項で準用する法第 7 条第 15 項及び第 16 項、規則第 10 条の 21</p>	<p>【法】第七条第十五項 【法】第七条第十六項 【法】第十四条第十七項 【規則】第二条の五 【規則】第十条の八</p>

表 廃石綿と石綿含有廃棄物の廃掃法上の基準（最終処分）

区分	廃石綿等		石綿含有廃棄物	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）
最終処分	<p>【令】第六条の五第一項第三号ワ 廃石綿等の埋め立て処分を行う場合には、次によること。 (1) 大気中に飛散しないように、あらかじめ、固型化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重にこん包すること。 (2) 埋め立て処分は、最終処分場（第七条第十四号に規定する産業廃棄物の最終処分場に限る。）のうちの一定の場所において、かつ、当該廃石綿等が分散しないように行うこと。 (3) 埋め立てる廃石綿等が埋め立て地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。</p> <p>【令】第七條第十四号 産業廃棄物の最終処分場であって、次に掲げるもの イ 第六条第一項第三号ハ（1）～（5）まで及び第六条の五第一項第三イ（1）から（7）に掲げる産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所 ロ 安定型産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所（水面埋立地を除く。） ハ イに規定する産業廃棄物及び安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所（水面埋立地にあつては、主としてイに規定する産業廃棄物及び安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所として環境大臣が指定する区域に限る。）</p>	<p>① 廃石綿等の最終処分は、埋立処分により行うこととし、都道府県知事又は廃棄物処理法の政令市の市長に許可を受けた最終処分場で行う。 ② 廃石綿等の埋立処分を行う場合には、次によること。 (1) 大気中に飛散しないように、あらかじめ、固型化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重にこん包すること。 (2) 埋立処分は、最終処分場のうちの一定の場所において、かつ、当該廃石綿等が分散しないように行うこと。 (3) 埋め立てる廃石綿等が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。 (参)令第6条の5第1項第3号ワ、第7条第14号</p>	<p>【令】第三条第三号チ 石綿含有一般廃棄物の埋立処分を行う場合には、次によること。 (1) 最終処分場（第五条第二項に規定する一般廃棄物の最終処分場に限る。）のうちの一定の場所において、かつ、当該石綿含有一般廃棄物が分散しないように行うこと。 (2) 埋め立てる石綿含有一般廃棄物が埋立地の外に飛散し、流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。</p> <p>【令】第三条第三号リ 石綿含有一般廃棄物を前号トの規定により処分し、又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものによること。</p> <p>【令】第五条二項 法第八条第一項の政令で定める一般廃棄物の最終処分場は、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所（公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許又は同法第四十二条第一項の承認を受けて埋立てをする場所（以下「水面埋立地」という。）にあつては、主として一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所として環境大臣が指定する区域に限る。）とする。</p> <p>【令】第六条第一項第三号ヨ 石綿含有産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、次によること。 (1) 最終処分場（第七条第十四号に規定する産業廃棄物の最終処分場に限る。）のうちの一定の場所において、かつ、当該石綿含有産業廃棄物が分散しないように行うこと。 (2) 埋め立てる石綿含有産業廃棄物が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂等で覆う等必要な措置を講ずること。</p> <p>【令】第七條第十四号 産業廃棄物の最終処分場であって、次に掲げるもの イ 第六条第一項第三号ハ（1）から（5）まで及び第六条の五第一項第三イ（1）から（7）に掲げる産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所 ロ 安定型産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所（水面埋立地を除く。） ハ イに規定する産業廃棄物及び安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所（水面埋立地にあつては、主としてイに規定する産業廃棄物及び安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所として環境大臣が指定する区域に限る。）</p>	<p>① 石綿含有廃棄物の最終処分は、埋立処分により行うこととし、都道府県知事又は廃棄物処理法の政令市の市長に許可を受けた最終処分場で行う。 ② 埋立てを行う場合については、一定の場所において、石綿含有廃棄物が分散しないようにし、埋立地の外へ飛散及び流出しないよう表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずることとする。 (参)令第3条第3号チ、リ、第5条2項、第6条第1項第3号ヨ、第7条第14号</p>
	埋立場所	<p>【令】第六条の五第一項第三号ワ</p>	<p>① 廃石綿等は、最終処分場内の一定の場所において、廃石綿等が分散しないよう埋立てる。 (参)令第6条の5第1項第3号ワ ② 廃石綿等の埋立て方法は次の方法により行う。 a. 場内にあらかじめ溝又は穴を掘り、その中に埋立てる。 b. 埋立ては、袋又は容器に入れたまま行う。 c. プラスチック袋は、破損しないよう、できるだけ重機の使用を避けて埋立てる。 d. 1日の作業終了後、埋立面の上面に厚さ15cm以上の覆土をする。 e. 廃石綿等の埋立場所において転圧等のための重機等を使用する場合には、必要な厚さの覆土等を行い、プラスチック袋等の破損による石綿の飛散を防止する。 f. 覆土材は、石綿を含むものであってはならない。また、プラスチック袋を容易に破損させない形状のものとする。 ③ 廃石綿等の埋立て完了後は、その上部全面に目印となるシートで覆うなどの措置を行った後、2m以上の厚さの土砂で覆土する。</p>	<p>【令】第三条第三号チ 【令】第六条第一項第三号ヨ</p>